

事務連絡
令和7年3月18日

市内指定共同生活援助事業所 管理者 様
市内指定障害者支援施設 施設長 様

水戸市福祉部障害福祉課長

水戸市における地域連携推進会議の取扱いについて（通知）

日頃より本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、指定共同生活援助事業所及び指定障害者支援施設において、地域連携推進会議の開催が義務付けられました。

つきましては、厚生労働省より示されている「地域連携推進会議の手引」を御参照いただくとともに、下記の事項についても併せて御留意のうえ、地域連携推進会議を開催いただきますよう、お願いいたします。

記

1 地域連携推進会議への本市障害福祉課職員の参加について

(1) 地域連携推進会議の構成員への選出について

本市指定の指定共同生活援助事業所及び指定障害者支援施設においては、地域連携推進会議の構成員に本市障害福祉課の職員を必ず選出してください。ただし、会議の開催が土日祝日等の市役所休業日である場合や、他の業務の関係で出席が難しい場合には、共同生活住居又は施設の訪問のみ参加させていただきます。

※会議と施設訪問を同日に開催する場合は、後日、本市職員のみで施設訪問を行います。

(2) 構成員就任に係る連絡について

構成員就任に係る依頼は、会議開催のおよそ1か月前までに障害福祉課あて送付してください。後日、構成員に選定した担当者の氏名と会議への参加可否を回答いたします。

2 地域連携推進会議の実施に伴う提出物について

(1) 地域連携推進会議の開催計画

毎年度当初（毎年4月中旬頃予定）に開催時期等の確認を行うため、開催計画の作成を依頼いたしますので、御提出願います。

(2) 地域連携推進会議の実施報告

毎年度末（毎年3月中旬頃予定）に開催状況の確認を行うため、実施報告の作成を依頼いたしますので、御提出願います。

(3) 市担当職員が会議を欠席する場合の取扱について

市担当者が会議に出席できない場合には、会議資料を事前に障害福祉課あて御提出ください。提出された資料を確認し、会議前に質問や意見等を御連絡いたします。

また、同じく担当職員が参加できない場合には、作成した議事録を障害福祉課あて御提出ください。なお、「地域連携推進会議の手引き」内では、議事録の記載内容は会議結果の詳細をまとめたものでもよいとの文言がありますが、この場合の議事録では、結果のみではなく、議事の内容がわかるような形式で作成してください。

3 地域連携推進会議の開催に代えて福祉サービス第三者評価を受審する場合について

基準条例において、「指定障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として水戸市長が定めるものを講じている場合には、地域連携推進会議に係る規定を適用しない」と定めています。

本市においては、水戸市長が定める措置を「都道府県が認証した福祉サービス第三者評価機関による評価を受け、実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）の公表を行い、5年にわたって記録の保存を行なうこと」と定めます。

市長が定める措置を実施した事業者は、受審した年度又は受審した翌年度のどちらかについて、地域連携推進会議開催の規定を適用しないものとします。（適用しない年度については事業者が任意に選択可。）

【問い合わせ先】

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1

水戸市福祉部障害福祉課管理係

指定障害福祉サービス事業所等指定担当

TEL 029-350-8053

FAX 029-221-4447